



# 国保だより

第224号  
令和6年  
2月作成



佐賀県・佐賀県市町国民健康保険・国保組合・佐賀県国民健康保険団体連合会

- 音声読み上げ機能 (Reading Aloud)
- 多言語自動翻訳機能 (Multi-lingual Translation)

## 国保に加入するときや脱退するときは 14日以内に国保担当窓口へ届け出を!

国保に加入するときや脱退するときなど、保険証の内容等に変更が生じる場合はお住まいの市町(国保組合)の国保担当窓口へ届け出を必ず行ってください(自動では切り替わりません)。



佐賀県国保  
CMタレント  
景井ひな

### 引っ越しをした

- 加入** ほかの市区町村(国保組合)から転入したとき
- 脱退** ほかの市区町村(国保組合)へ転出したとき

同じ市町(国保組合)内で住所が変わったときも届出が必要です

### 他の健康保険へ加入(脱退)した

- 加入**
  - ・職場の健康保険を脱退したとき
  - ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- 脱退**
  - ・職場の健康保険へ加入したとき
  - ・職場の健康保険の被扶養者になったとき

### 生活保護の受給

- 加入** 生活保護を受けなくなったとき
- 脱退** 生活保護を受けるようになったとき

### 出生・死亡

- 加入** 子どもが生まれたとき
- 脱退** 被保険者が死亡したとき

### その他の内容等の変更

- ・世帯主、氏名が変わったとき
- ・世帯を分けたり、一緒になったりしたとき
- ・修学等のため、別に住所を定めるとき
- ・保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき など

マイナ保険証を利用している(オンライン資格確認ができる)場合でも、国保担当窓口への届け出は必要です。

## 産前産後期間相当分(4ヵ月分)の 国民健康保険税(料)が免除されます

### 対象者

令和5年11月以降に出産予定の国保(国保組合)被保険者  
※妊娠 85日(4ヵ月)以上の出産が対象(死産・流産・早産および人工妊娠中絶も含む)

### 免除方法

その年度に納める保険税(料)の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当分が減額されます。

3ヵ月前	2ヵ月前	1ヵ月前	出産予定月	1ヵ月後	2ヵ月後	3ヵ月後
└──────────────────┘ 対象期間						

※多胎妊娠の場合は、出産予定月(又は出産月)の3ヵ月前からの6ヵ月相当分が減額されます。  
※令和5年度は、令和6年1月以降の期間の分だけ減額されます。

### 届け出に必要な書類

申請には届け出が必要です。

- ・届出書
- ・母子健康手帳など
- ※出産後に届け出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。

出産予定日の6ヵ月前から届け出できます。  
出産後の届け出も可能です。



詳しくはお住まいの市町(国保組合)の国保担当窓口までお問い合わせください。



# 病気やケガをしたときは、 国保の給付が受けられます(療養の給付)

医療機関や保険薬局で保険証を提示すれば、一部負担金を支払うだけで医療を受けられます。



- 診療 ● 入院・看護 ● 医療処置・手術
- 在宅医療・看護 ● 訪問看護(医師が必要と認めた場合) など

## こんなときも給付が受けられます

### ● 出産したとき

被保険者が出産したときは、**出産育児一時金**が支給されます(妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給)。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。



※会社を退職後、半年以内に出産された方は、在職時の医療保険から一時金が支給されることがあります。

### ● 死亡したとき

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った人に申請により**葬祭費**が支給されます。



### ● 移送の費用がかかったとき

医師の指示により、緊急やむを得ず入院や転院が必要となった場合に移送の費用がかかったときは、申請して認められると**移送費**が支給されます。



## いったん全額自己負担したとき

次のような場合には、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口申請して認められれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

急病などでやむを得ず、保険証を提示せずに治療を受けたとき



医師が治療上必要と認め、治療用装具(コルセット・ギブス等)を購入したとき

輸血のための生血代がかかったとき(医師が必要と認めた場合)



はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意書が必要)

海外渡航中に医療機関にかかったとき(治療目的で渡航した場合は除く)

医療費などを支払った日、葬祭をした日などから2年を過ぎると支給されませんのでご注意ください。

## こんなときは国保が使えません!

### × 病気とみなされないもの

- 健康診断・人間ドック・予防接種
- 正常な妊娠・出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 美容整形・歯列矯正
- 軽度のシミ・アザ・わきが など

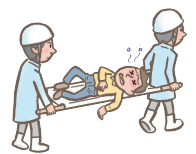
### × ほかの保険が使えるとき

- 業務上(仕事や通勤)のケガや病気
- 労災保険の対象となります



### × 保険給付が制限されるもの

- けんか、泥酔などによるケガや病気
- 故意の事故や犯罪によるケガや病気
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき



## 健康づくり情報

### お酒と上手に付き合みましょう

適量のお酒は、ストレスを緩和したり食欲を増進する効果があります。しかし、飲みすぎると健康を害するので注意が必要です。肥満や脂質異常症だけでなく、糖尿病や膵臓病を引き起こす原因にもなるので、ルールを決めて節度ある飲み方を心がけましょう。

### お酒と上手に付き合うポイント

- 休肝日は週に2日以上
- 食事やおつまみを取りながら飲む
- 長時間飲み続けられない



### ● 量を決めて飲む

厚生労働省では、生活習慣病のリスクを高める1日あたりの純アルコール量を、男性40g以上、女性20g以上としています。



純アルコール量20gの目安



再生紙、植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。